

令和5年5月8日

保護者 様

宇都宮市立陽東小学校長 庄司 和弘

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が、5月8日付けで5類感染症に移行したことに伴い、宇都宮市教育委員会より学校における対応について通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

児童が安心して学校生活を送ることができますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 教育活動について

適切な換気・手指衛生等の感染対策を講じた上で、全ての教育活動を通常通り実施します。

2 家族との連携による健康観察

- ・ ご家庭でも児童の健康状態を把握していただき、発熱や咽頭痛等普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するなどの対応をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の疑いにより欠席であった場合、これまでは出席停止等の扱いとしていましたが、今後は、病欠扱いとなります。

3 出席停止の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、出席停止となります。

- ・ 出席停止の期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日間を経過するまで」を基準とします。
- ・ 無症状での感染は、検体を採取した日から5日間を経過するまでを基準とします。

※ 登校を開始する際、いずれの場合も陰性証明や治癒証明などは不要です。

(2) 濃厚接触者の取扱いについて

- ・ 令和5年5月8日より、濃厚接触者の特定は行われないことから、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合には、出席停止の対象とはなりません。
- ・ 家族や家族以外の感染者との接触があった場合でも、本人の感染が確認されていない場合には、出席停止の対象とはなりません。

4 マスクの着用について

- ・ 児童及び教職員ともに、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ 感染に伴う出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・ 地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用するとともに、児童に着用を促します。ただし、その場合でも着用を強いることがないよう配慮します。